

外国人技能実習制度とJITCO

公益財団法人国際研修協力機構(**JITCO**)

目 次

1 JITCOの役割・体制

- JITCOの役割 (p.3)
- 組織体制 (p.3)

2 JITCOの事業

- 事業の5つの柱 (p.4)
- 円滑な送出し支援 (p.5)
- 円滑な受入れ支援 (p.6)
- 技能実習の成果向上 (p.7)
- ガイドラインの策定・普及 (p.8)
- 技能実習生向け母国語情報の提供 (p.8)
- テキスト・教材の開発と普及 (p.8)
- 制度適正運用のための助言 (p.9)
- 技能実習生の保護 (p.10)

3 技能実習制度に対する効果・評価、課題

- 技能実習制度の効果 (p.11)
- 帰国後の就業状況等 (p.12)
- 活躍する帰国技能実習生 (p.13)
- 技能実習制度に対する評価 (p.14)
- 監理団体による制度改正の評価 (p.15)
- 巡回指導結果から見える制度改正の
効果 (p.16)
- 巡回指導等から見える課題 (p.17)
- JITCOから見た制度の課題 (p.18)

4 監理団体・実習実施機関からの主な要望 事項

- 監理団体・実習実施機関からの主な
要望事項 (p.19)

5 参考資料

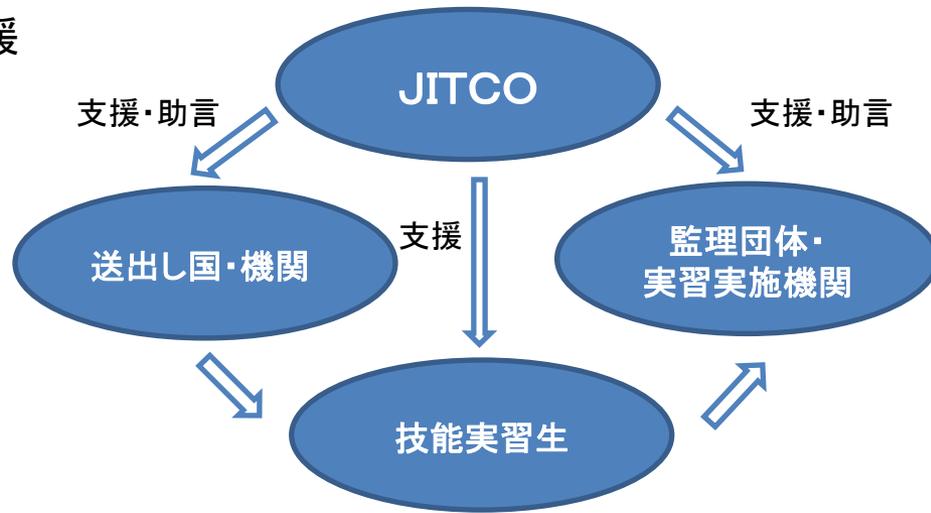
公益財団法人国際研修協力機構(JITCO)の役割・体制

JITCOは、外国人研修生・技能実習生の受入れの拡大と円滑化を図り、我が国の技能、技術又は知識を開発途上国等に移転し、人材育成と経済社会の発展に寄与することを目的に、1991年9月に経済界の協力の下、法務、外務、厚生労働、経済産業、国土交通の5省共管により設立された財団法人です。2012年4月に公益財団法人に移行しています。

JITCOの役割

技能実習制度の適正かつ円滑な推進のための支援

- ①民間団体・企業等や諸外国の送出し機関に対し、総合的な支援・援助、適正実施の助言・指導
- ②技能実習生の悩みや相談に応え、出入国管理法令、労働関係法令等の法的権利の確保のための助言・援助
- ③技能実習の成果向上のための総合的な支援



JITCOの組織体制

- ・本部:事務局、監査室、地方駐在事務所:13か所
- ・役員(常勤)7人、職員:本部161人、地方駐在事務所110人

(2013年12月1日現在)

公益財団法人国際研修協力機構(JITCO)の事業の柱

1 円滑な送出し・受入れ支援事業
海外関係機関との連携及び協議、
情報の収集提供
15か国の外国の政府機関等との
定期協議の実施等

円滑な受入れのための支援
入国・在留関係申請書類等の事前点検・
取次ぎサービスの実施等

2 技能実習制度適正化支援事業
法令遵守・適正実施の推進、監理団体及
び実習実施機関に対する助言・支援
監理団体、実習実施機関への巡回指導等

3 成果向上支援事業
技能実習の成果向上に関する支援
技能実習1号から技能実習2号への
移行評価の実施等

4 技能実習生保護事業

- ・ 技能実習生の母国語相談の実施と情報提供
- ・ 技能実習生・研修生の権利の確保
- ・ 技能実習生・研修生の安全・衛生の確保と災害補償等

5 広報啓発推進事業
総合情報誌「かけはし」の発行、ホームページ
による情報発信等

法務省入国管理局「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」(平成24年11月改訂)

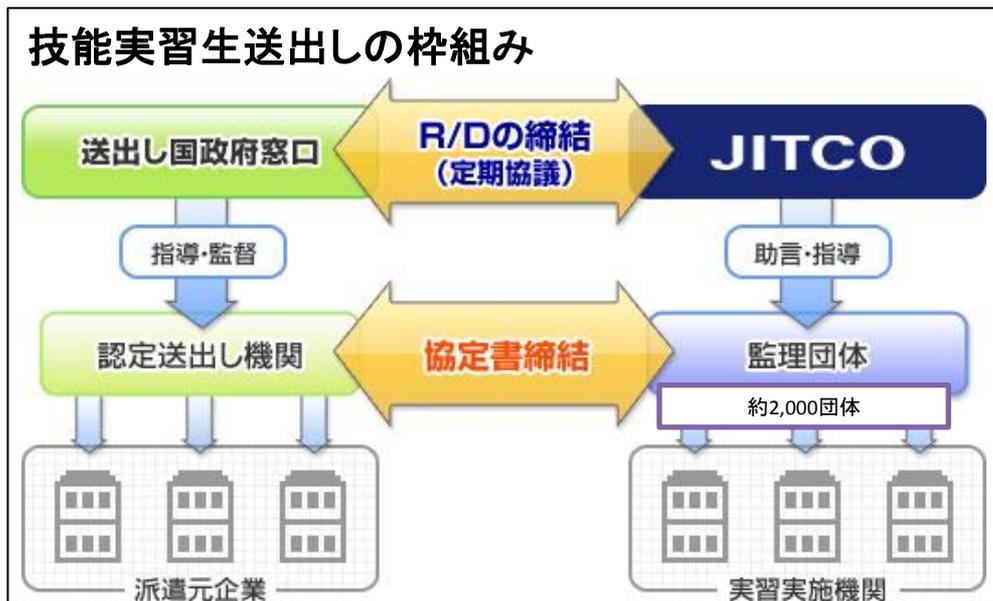
第6 JITCOの活用

JITCOは、平成3年9月、研修生の受入れ施策を積極的に支援することを目的として、経済界の協力を得て、法務省、外務省、通商産業(現経済産業)省、労働(現厚生労働)省の各省共管(平成4年に建設(現国土交通)省が加わる。)により設立され(平成24年4月に内閣府所管の公益財団法人に移行。)、研修生の入国・在留手続に関する助言、援助等のほか、技能実習制度の実施に関しては、技能実習移行のための移行表明の受付、技能等の修得状況の評価、技能実習状況の把握、指導等を行い、研修及び技能実習制度の中核的機関として機能しています。監理団体、実習実施機関等においては、JITCOの持つ研修及び技能実習に関する知識等を活かし、受入れ、研修及び技能実習の実施について相談をし、未然に問題を防ぐよう努めることが望まれます。

円滑な送出し支援(諸外国政府等との協力推進)

JITCOは、15か国の政府機関等と討議議事録(R/D)を締結し、情報交換を行うとともに、本制度の実施・運営に係わる懸案事項や課題に関し意見交換を行い、相互に協力して解決を図るため定期的に協議を行っています。

なお、それら外国の政府機関等は、当該国の送出し機関の認定及びその取消等を所掌しています。



JITCOと外国政府機関等との協力推進等

- 外国の政府機関等との協議
 - ・ 送出し国政府機関等との協議・情報交換
 - ・ 在京大使館との意見・情報交換
- 送出し機関の支援
 - ・ 送出し機関セミナー開催
 - ・ 送出しマニュアルの刊行(送出し機関対象)



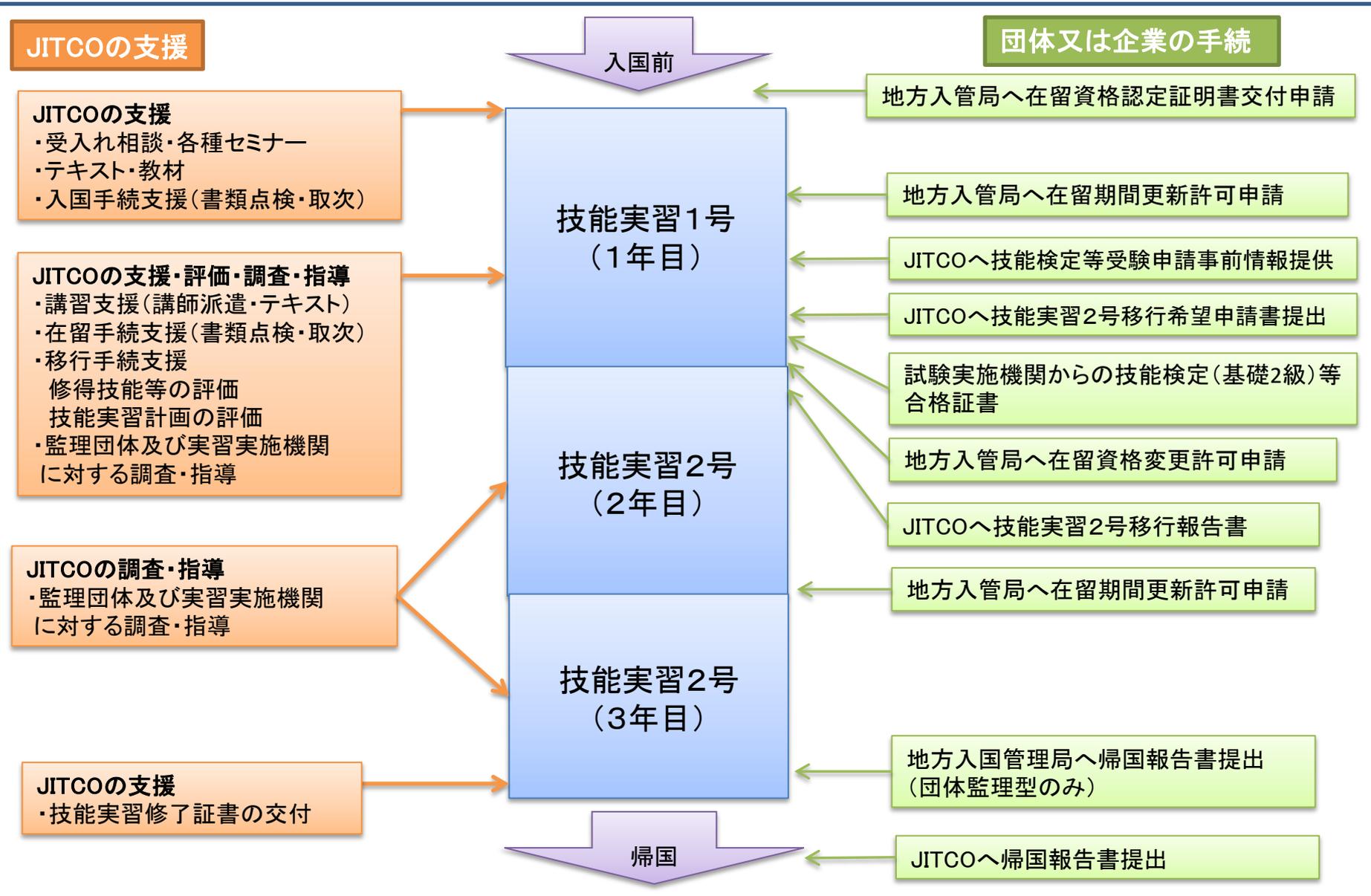
○技能実習生の送出し体制の確立支援

○制度の適正実施のための周知項目

- ・ 適正な候補者の選抜
- ・ 派遣前健康診断
- ・ 日本語を含む事前講習
- ・ 行方不明(失踪)防止

討議議事録(R/D)締結国数	15か国
外国政府機関等の認定送出し機関数 (2013年12月2日現在)	887機関
外国政府機関等との定期協議開催状況 (1991年度～2013年度11月末)	189回

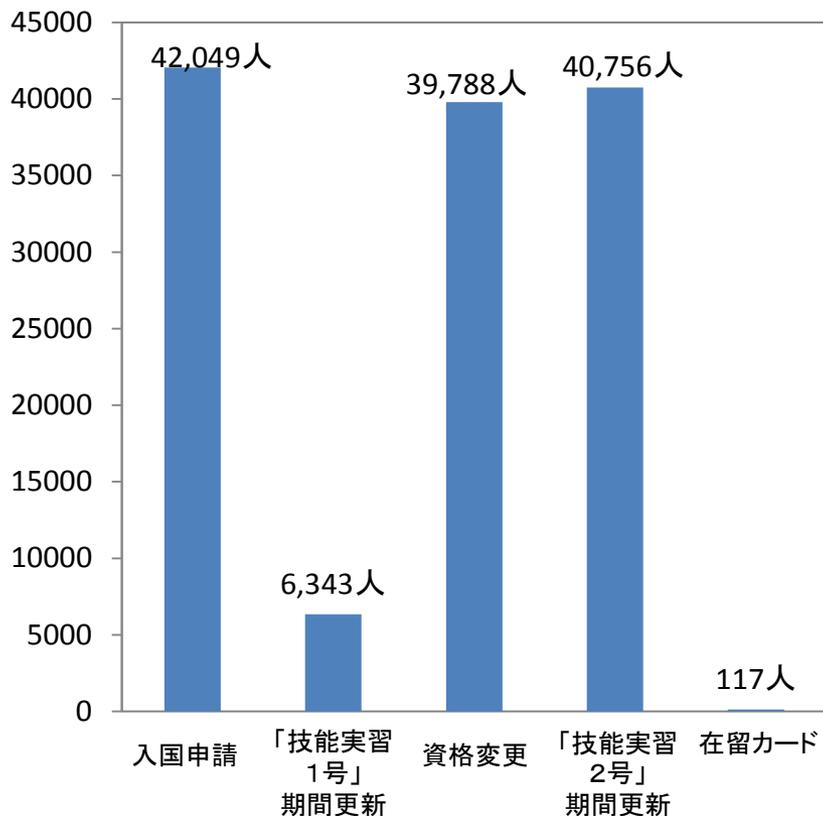
JITCOは、技能実習制度の円滑、適正な受入れを、「ワン・ストップ」で支援しています。



円滑な受入れ支援(入国・在留手続支援)

技能実習生の円滑な入国・在留手続が行われるように、監理団体等が地方入管局に提出する各種申請書類の点検・取次を実施しています。

入国・在留手続支援サービスの利用状況
(年間約13万人の技能実習生の支援(2012年度))



技能実習の成果向上

技能実習1号から2号に移行するに当たって、技能修得状況及び技能実習計画について評価を行い、その結果を地方入管局に報告しています。

技能実習2号への移行申請受理人数
年間 53,791人

(2012年度)

JITCOによる修得技能・
技能実習計画の評価

修得技能等の評価
・技能検定試験
・JITCO認定の試験

受験者 53,732人

技能実習計画の評価
・書面審査

17,179機関

(2012年度)

法務大臣の許可

在留資格の変更
技能実習2号への移行者

48,752人

(2012年)

ガイドラインの策定・普及

JITCOでは、制度の適正な運用を促進するため、ガイドラインを策定し、その周知を図っています。

処遇等の留意事項

「外国人技能実習制度における講習手当、賃金及び監理費等に関するガイドライン」

技能実習生向け母国語情報の提供

JITCOでは、技能実習生の母国語によるパンフレット等を作成し、情報提供を行っています。

名称	内容	言語	部数
技能実習生手帳	安全衛生、労働関係法令等	中国、インドネシア、ベトナム、タイ、フィリピン、英	62,393部
技能実習生の友	日常生活に必要な情報等	中国、インドネシア、ベトナム、タイ、英	毎月1回発行(約48,400部/回)
健康管理ガイドブック	日本の医療システムや医療・傷害保険制度等	ひらがな、英、中国、インドネシア、ベトナム	992部
心とからだの自己診断表	技能実習生が心身の状態を自己点検するシート	ひらがな、英、中国、インドネシア、ベトナム、タイ、タガログ、モンゴル、カンボジア	4,500部
医療機関への自己申告表・補助問診票	医師等に病状を伝える申告表	中国、インドネシア、ベトナム、タイ、タガログ、モンゴル、英	980部

テキスト・教材の開発と普及

JITCOでは、技能実習の成果が上がり、効果的・効率的に実施されるように、テキスト・教材を開発し、その普及を図っています。この中で、技能実習生向けのテキスト・教材は外国語版も作成しています。

主なテキスト・教材

○制度・法令の解説

- ・技能実習制度概説
- ・外国人技能実習生・研修生の入国・在留手続Q&A
- ・入管法令、労働関係法令等テキスト

○手続支援(書式と記載例)

- ・入国・在留諸申請用書式と記載例集
- ・技能実習2号移行関係申請様式と記載例

○技能教育

- ・職種別トレーニングテキスト
- ・技能実習生のための専門用語対訳集

○生活指導

- ・日本の生活案内
- ・メンタルヘルスハンドブック

○日本語指導

- ・外国人技能実習生のための日本語

(合計約134種228点)

制度適正運用のための助言

セミナーの開催

監理団体・実習実施機関に対して、制度・法令周知、適正化支援等のセミナーを開催しています。

制度・法令周知・適正化支援の主なセミナー(2012年度)

名称	内容	参加者数
制度周知関連セミナー	制度概要の説明、個別相談	248名
入国・在留手続実務者講習会	入管局に提出する各種申請書類の作成方法等の説明	777名
適正化推進講習会	監理団体等に対する技能実習制度の適正化支援	873名
労働関係法令等講習会	労働関係法令等の説明	489名

専門分野(日本語、安全衛生)の主なセミナー(2012年度)

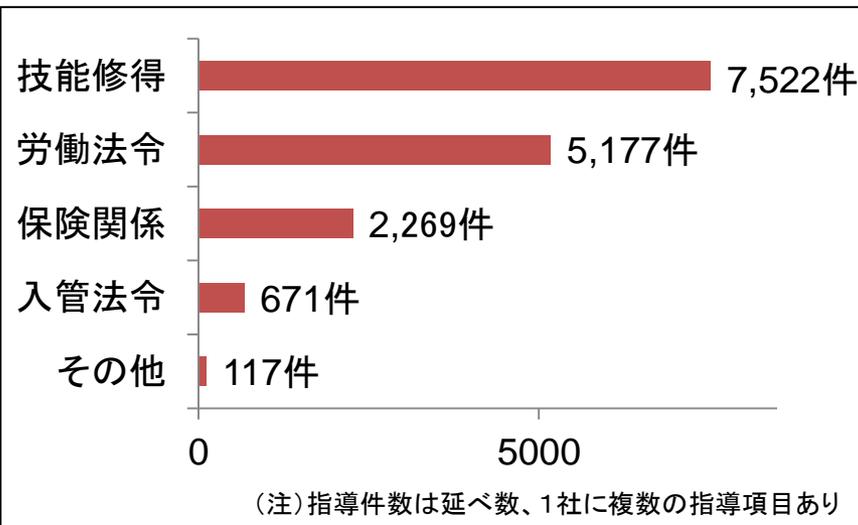
名称	内容	参加者数
技能実習指導員養成セミナー	技能実習指導員の指導に係る知識・能力の向上支援	450名
生活指導員健康確保セミナー	生活指導員の指導に係る知識・能力の向上支援	306名
日本語指導関連セミナー	日本語指導担当者の指導技術の向上支援	217名
経営者安全衛生セミナー	経営者の安全衛生意識の向上支援	354名

巡回指導(監理団体・実習実施機関への個別訪問)効果的な技能修得と関係法令等に基づく適正な制度の実施を図るため、監理団体・実習実施機関の巡回指導を行っています。

(件数)

	2010年度	2011年度	2012年度
監理団体	1,636	1,686	1,069
実習実施機関	9,868	9,594	9,602
合計	11,504	11,280	10,671

実習実施機関に対する項目別指導件数(2012年度)



技能実習生の保護

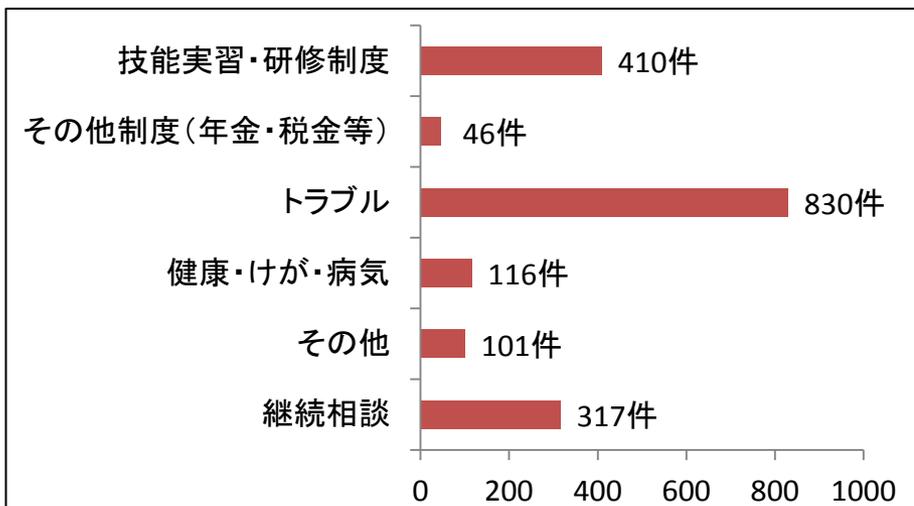
母国語相談

JITCOは、日本語のほか、中国、インドネシア、ベトナムの3か国語により、技能実習生向けに母国語相談を実施しています。

技能実習生からの電話、手紙相談受付状況(件数)

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
中国語	2,442	2,254	2,046	1,407	1,100
インドネシア語	139	64	55	23	44
ベトナム語	701	591	467	320	360
合計	3,282	2,909	2,568	1,750	1,504

技能実習生からの相談事項(2012年度)



重大かつ悪質な事案への対応

JITCOは、巡回指導、母国語相談等による制度適正化のための助言・指導を行うとともに、これらの事業を通じて把握した重大かつ悪質な事案については、行政の改善指導による解決を図るため、関係行政機関へ情報を提供しています。

(例1) 残業代不払い

残業代の不払いがある技能実習生から手紙による相談があった。その内容が、重大かつ悪質なものであったため、入管局及び労基署(厚労省経由)に情報を提供したところ、労基署からの指導により、不足の残業代が支払われた。JITCOは、技能実習生による労基署への相談・申告が円滑に行われるようにアドバイスを行い、労基署での相談に当たっては通訳支援を行った。

(例2) 労働災害

業務中の怪我により実習を休んでいる技能実習生から治療継続と労災手続等に関する相談があった。JITCOは監理団体に技能実習生の状況を伝え、対応を要請したところ、労災手続について労基署、技能実習計画の中断については入管局に相談した。その後、労災が認定され、休業補償も支給された。

(例3) 帰国旅費本人負担、通帳・印鑑の強制保管

帰国旅費を自己負担させられている技能実習生から相談があり、入管局に情報提供するとともに、監理団体に対して実態調査の実施及びその結果の報告を求めたところ、帰国旅費の問題に加え、新たに預金通帳・印鑑の強制保管の問題が発覚し、団体の指導により、これらの問題が改善された。

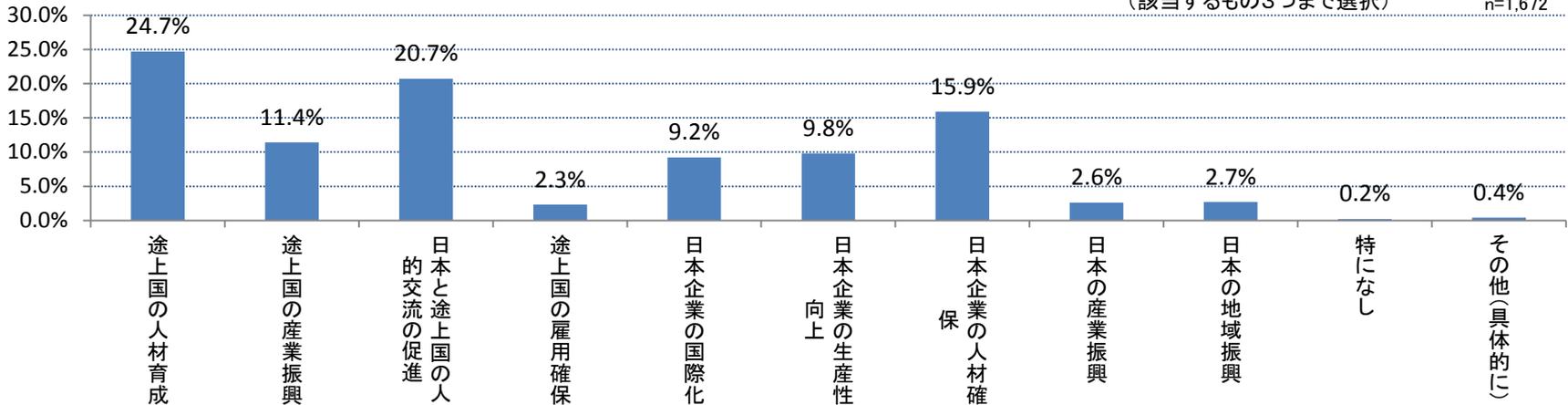
技能実習制度の効果

監理団体

技能実習の効果

(該当するもの3つまで選択)

n=1,672



【新たな技能実習制度の利用状況等に関する調査結果(2011年11月実施:回答数788団体)】

技能実習生

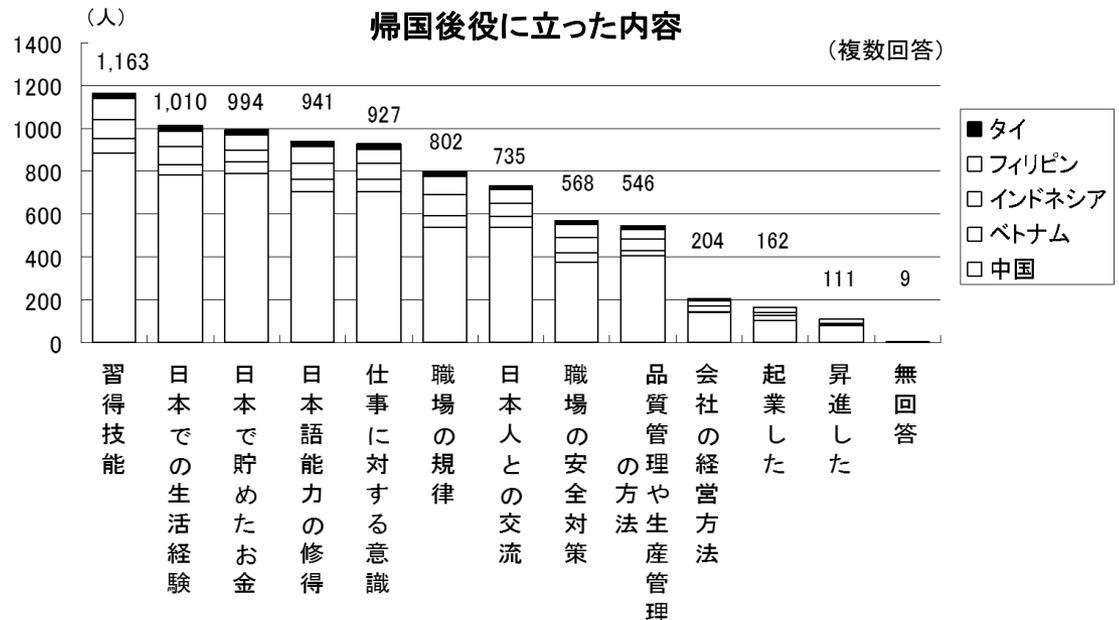
技能実習の実効性

項目	回答数(人)	構成比
とても役立った	566	52.5%
役立った	490	45.5%
あまり役立たなかった	16	1.5%
全く役立たなかった	5	0.5%
無回答	1	0.1%
計	1,078	

【帰国予定(6ヶ月以内)技能実習生による技能実習評価の調査結果(2012年11月~2013年3月実施:回答数1,078人)】

帰国後役に立った内容

(複数回答)

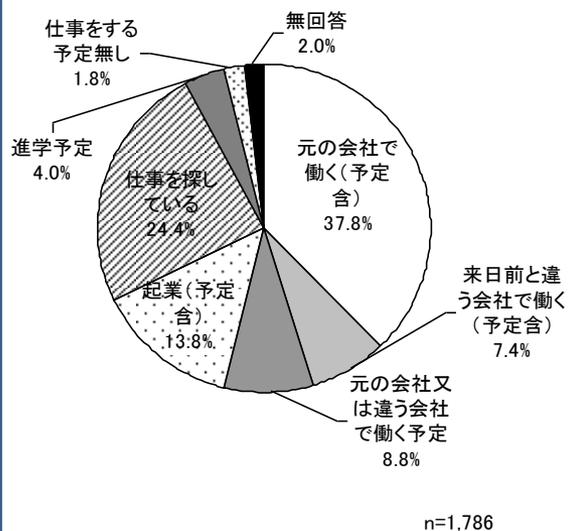


【2012年度帰国技能実習生フォローアップ調査結果(2012年7月~2013年1月実施:回答数1,786人)】

帰国後の就業状況等

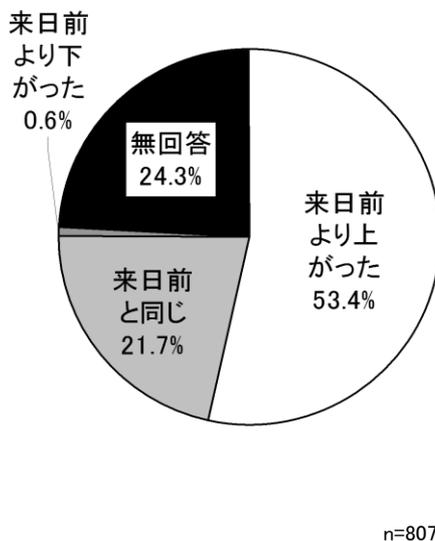
帰国後の就職状況

帰国した技能実習生の進路は復職(約4割)転職(約2割)、起業(約1.5割)。



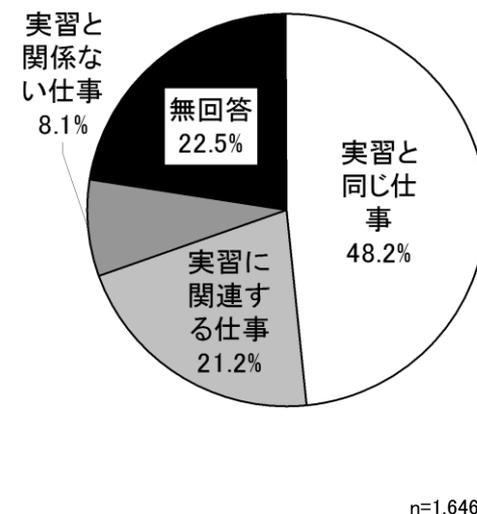
帰国後の就職先における地位

帰国した技能実習生の約半数はの来日前より地位が向上。



従事する(予定の)仕事の内容

帰国した技能実習生の約7割が実習と同じ又は実習に関連する業務に従事。



活躍する帰国技能実習生

復職して活躍する技能実習生

- 日本では、機械操作だけでなく、規律、従業員の几帳面さなどを学ぶことができた。帰国後は、日本で働いた経験が評価され、工場の管理を任された。日本で学んだ技術、生産ライン管理等を共有したことで、製品の品質と生産スピードが向上し、会社の大きな利益に貢献できた。(ベトナム、縫製)
- 日本では、ビニールハウスでの施設園芸の実習を行い、社長と同僚から耕種農業の経験や先進的な野菜栽培技術を学び、ハウスの規格、建築方法、野菜栽培の仕方、害虫の駆除方法、農薬の配合比率や用法、土壌改良と消毒等の技術を身につけた。帰国後は、日本の野菜栽培モデルに従って、野菜ビニールハウスを造り、オーガニック野菜ハウスの栽培を始めた。実習実施機関の社長には、技術・経営指導のため、数回訪中してもらった。今後は、規模の更なる拡大、多角的な経営の展開、農協をモデルとした組織の立ち上げ(生産、供給、販売の一連のサービス提供)等を目指している。(中国、農業)

転職して活躍する技能実習生

- 日本で技能実習の経験が認められ、帰国後工業団地にある日系企業に就職することができた。現在、製造現場の責任者に就任している。(ベトナム、金属プレス加工)
- 日本での技能実習を通じて、日本の先進的な技術、製造方法、勤勉で真面目に仕事を敬う精神等を学ぶことができた。帰国後は、日系企業の工場の責任者に抜擢され、その後、自らで衣料品会社を立ち上げ、帰国技能実習生を雇用する等し、現在約400人の従業員を雇う副社長となり活躍している。(中国、縫製)

起業して活躍する技能実習生

- 帰国後縫製工場を立ち上げ、加工の受注を行うことから業務を開始した。日本で学んだ先進的な管理経験と技術を武器に徐々に利益を上げるようになり、今では年間利益が数十万元余りとなり、30人以上の労働者を雇い、縫製設備も60基余りまでに増加した。デザインから包装まで注文の全工程を取り扱う能力を備えている。(中国、縫製)
- 実習実施機関の社長の支援を得て、帰国後モンゴルで同社の子会社を立ち上げ、技能実習で使用していた機械を日本から移送した。親会社より輸入した材料に同封されてくる日本語の仕様書に基づき加工し、日本に再輸出している。使用している機械の整備は基本的にはモンゴル側で行っているが、整備が困難な場合は日本の親会社に依頼して技術者に来てもらっている。(モンゴル、機械検査)
- 帰国後元の工場に戻り中堅技術者となったが、現状に満足せず機械加工の会社を設立した。ボーリングマシン、旋盤、フライス盤、ロール曲げ機、せん断機、アーク溶接といった機械加工関連業務を取り扱う会社で、日本で学んだ日本人の職業倫理や考え方等を生かし、常に製品の品質を第一として、厳しい品質チェックを行っている。現在は、年間売上高が1800万元を突破する大工場に発展している。(中国、機械加工)

技能実習制度に対する評価

中国の近代化に貢献・中日間の経済貿易交流に不可欠(中国中日研修生協力機構会長刁春和)

20年来、累計60万人余りの中国人研修生・技能実習生は、制度の趣旨を理解し、学び得たことを活用し、中国の近代化推進と日本経済の振興のため、積極的な役割を果たしてきました。今日、中日間の研修・技能実習協力は、日本の研修・技能実習の重要な構成要素であるのみならず、中日間の経済貿易交流協力においても、不可欠の重要な構成要素となっています。
(2011年10月、JITCO20周年祝辞より抜粋)

団体監理型の受入れがきっかけでベトナムへ進出(工具メーカー)

団体監理型で技能実習生を受け入れたことがきっかけでベトナムに進出。ペンチ等の工具を生産。日本語や自社の製造技術を修得した帰国技能実習生を採用し、スムーズに経営の現地化を図ることに成功。2008年に現地の工場を借り、2012年には自社工場を立ち上げた。現在では、ベトナムから日本に完成品を輸出するまでに成長した。帰国技能実習生は幹部等として活躍している。

企業のグローバル戦略における人材育成に技能実習は不可欠(自動車メーカー)

日本から指導員を派遣する現地育成型から、新工場設立に伴い一定規模の人材が必要となったため、受入れ型へ切替。グローバルマザー工場である日本と海外各拠点のメリットを活かし、最新技術をグローバルに展開する戦略を展開する。グローバル戦略の展開に当たり、技能実習制度は、日本でスキルトレーニングを行い、現地でコア人材として技能の伝承を行うために不可欠である。

資格取得(上位級)で好循環の形成を目指す(インテリア関連)

従業員による各種資格の取得を広く奨励している同社では、技能検定合格者に対しては費用面での援助を行うなど、より高い技能の修得へ向けた取組を展開。特に、実習生に対する受検指導については、技能検定受検のみならず日本語検定の受検も視野に入れた指導を実施。一連の受検指導について、社長は「試験合格という一つの目標を設定することで、技能実習生達にも仕事に対する能動的な態度が身に付き、受検という経験から時間を有意義に使うことも同時に学んで欲しい」と、同社グループ全体の活性化に繋げている。

大震災で被災、日本人の心を知った(中国人技能実習生)

東日本大震災・津波に被災し、日本人の協力態勢に心が打たれた。被災地にあった会社の再開に伴い、再来日し、日本人の助け合い、思いやり、協力し、自分のことより皆のことを優先する価値観によって復興する姿に感動した。(2012年度JITCO日本語作文コンクール最優秀作品)

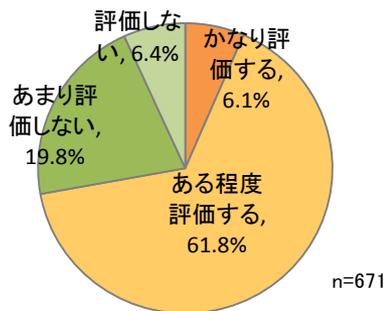
日本製品の品質の高さを学んだ(中国人技能実習生)

扇風機の塗装の技能実習で膜厚(塗料の厚さ)を一定にするようにと言われたが、あまり重要に考えないで作業をしていたら、作業現場のリーダーに「君のやり方は企業の命を殺す！」と膜厚の薄さを指摘され、ショックを受けた。お客様を大切に考えることが日本製品の品質の高さであることを学んだ。(2013年度JITCO日本語作文コンクール最優秀作品)

監理団体による制度改革の評価

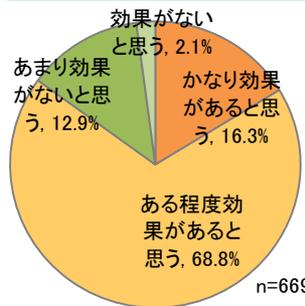
新たな技能実習制度に対する評価

新たな技能実習制度について、約7割の監理団体が評価。



技能実習生の法的保護・法的地位の向上への評価

今回の制度改革が、技能実習生の法的保護・法的地位の向上を図ることについて、約8.5割の監理団体が評価。

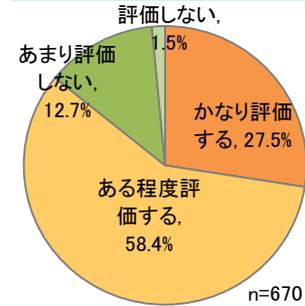


＜評価する理由＞

- ・技能実習生の人権を守れるようになった。
- ・技能実習生・実習実施機関の意識が変わった。
- ・技能実習生が低賃金労働者であるという悪いイメージが払拭されることに期待。
- ・違法行為に対する抑止効果になることに期待。

1年目から労働関係法令が適用になったことへの評価

今回の制度改革で1年目から労働関係法令が適用になったことについて、約8.5割の監理団体が評価。

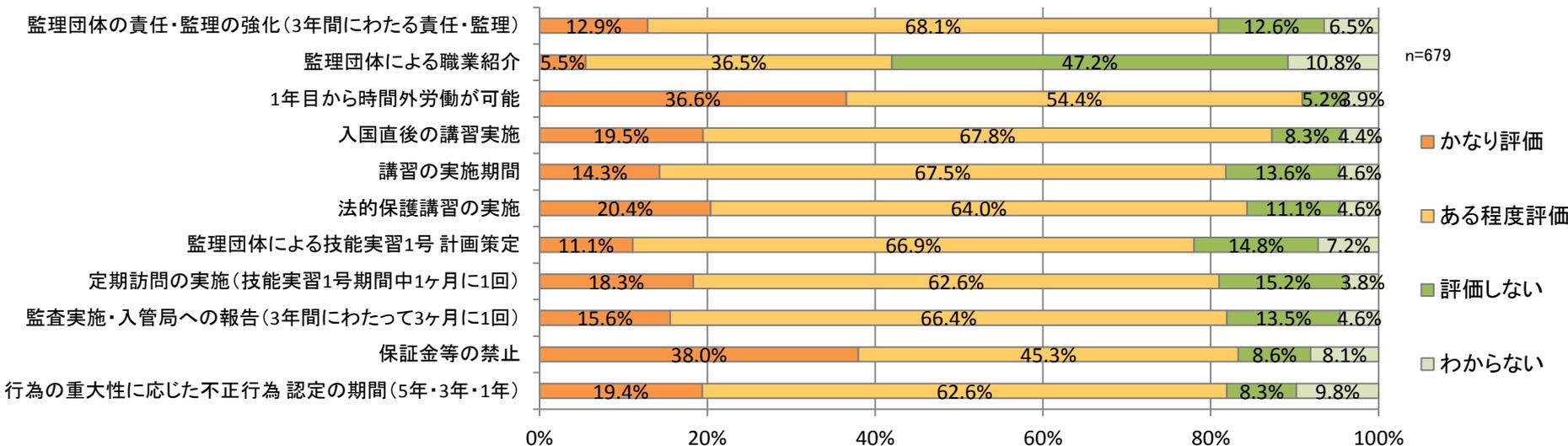


＜評価する理由＞

- ・労働法適用により賃金等、個人の権利が法的に保証された。
- ・労働者としての立場が明確になり、守るべき法が明確になった。
- ・1年目から時間外等の勤務が可能となった。
- ・トラブルが少なくなった。

制度改革後新設された項目に対する評価

制度改革で新設された個別の項目に対する評価は、「監理団体による職業紹介」については、約5割の監理団体から「評価しない」という回答があったが、それ以外の項目については約8割以上の監理団体から評価。



巡回指導結果から見える制度改正の効果 → 法令等で措置された項目が大幅に改善

労働関係法令

労働条件明示等は改善、割増賃金支払いの適正化が課題

	制度改正前 (2009年度)	制度改正後 (2012年度)	増減率
母国語(書面)による労働条件の明示なし	261件	14件	▲94.6%
口座払いの同意書なし	499件	256件	▲48.7%
賃金控除協定の未締結	644件	315件	▲51.1%
割増賃金の不適正な支払	191件	391件	104.7%

保険関係

保険加入が進展

	制度改正前 (2009年度)	制度改正後 (2012年度)	増減率
健康保険未加入	1,025件	915件	▲10.7%
厚生年金保険未加入	1,019件	905件	▲11.2%
雇用保険未加入	232件	111件	▲52.2%
労災保険未加入	520件	101件	▲80.6%

健康・安全

雇入れ時健康診断の実施、就業制限業務免許取得は改善

	制度改正前 (2009年度)	制度改正後 (2012年度)	増減率
雇入れ時の健康診断の未実施	3,738件	1,402件	▲62.5%
定期健康診断の未実施	131件	173件	32.1%
就業制限業務免許等なし	13件	9件	▲30.8%

入管法

技能実習日誌作成等、パスポートの本人保管が改善

	制度改正前 (2009年度)	制度改正後 (2012年度)	増減率
技能実習日誌の未作成・未保存	711件	115件	▲83.8%
移行申請職種との不一致	118件	24件	▲79.7%
移行申請場所との不一致	37件	40件	8.1%
パスポート等の保管管理	48件	10件	▲79.2%

巡回指導等から見える課題(トラブルを引き起こした当事者に認められる問題点)

監理団体

- ・ 実習実施機関における不正の放置(不適正な監査)
- ・ 相談体制が未整備
- ・ 財政基盤が脆弱

実習実施機関

- ・ 経営・財務基盤が不安定
- ・ 能力に対して受入れ人数が過大
- ・ 不十分な技能指導、安全指導(技能実習指導員の選定・育成の問題)
- ・ 不十分な生活指導(生活指導員の選定・育成の問題)

技能実習生

- ・ 実習意欲が欠ける
- ・ 実習態度が悪い
- ・ 安易な失踪

送出し機関

- ・ 実習生の募集・選考、日本滞在中のケアが不十分
- ・ 不適正な経費実態(管理費のダンピング、実習生からの費用徴収等)
- ・ 行き過ぎた営利主義(監理団体の監理業務代行等)
- ・ 過去に不正を行ったと思われる送出し機関からの受入れが継続

技能実習制度全般の概括

技能実習制度の国内外での定着

- ・在留者数 約15万人(2012年)
- ・移行申請数 1995年度3,611人→2012年度53,791人
- ・約80万人の若者が日本で実習し、母国で活躍

制度の拡充

- ・期間延長
 - 1990年 団体監理型スタート(合計1年間)
(研修1年)
 - 1993年 技能実習制度スタート(合計2年間)
(研修1年+技能実習1年)
 - 1998年 技能実習期間1年延長(合計3年間)
(研修1年+技能実習2年)
- ・技能実習2号対象職種の拡大
制度発足時17職種→68職種
- ・在留資格「技能実習」の新設

国内外の批判

- ・労働関係法令違反(特に残業代不払いの問題)
- ・人権侵害行為(ハラスメント、保証金徴収等)
- ・行方不明(失踪)の存在
(不法残留者約1,600人/在留者約15万人)
- ・心身の健康・安全への対応が不十分

今後の課題

国内外の産業構造、経済・社会の変化に対応した新しい時代の技能実習制度に向けて

制度適正化

- ・監理団体、実習実施機関、送出し機関の体制強化の必要性
- ・不適正な監理団体、実習実施機関、送出し機関に対する適正化指導、取締強化の必要性
- ・国内外への制度の一層の周知の必要性

制度の拡充

- ・技能実習期間延長の検討の必要性
- ・対象職種拡大の検討の必要性
(技能評価システムの在り方)

その他

- ・企業活動のグローバル化等への更なる対応

監理団体・実習実施機関からの主な要望事項

1 技能実習期間

- 技能実習期間の延長(最長3年→5年)
- 技能実習2号終了後、再度の技能実習(2年)が行える制度の創設

2 職種

- 修得技能の評価方法(技能検定等)の見直し
(多能工化、設備近代化・生産方式の変化への対応)
- 職種の拡大・追加

3 その他

- 受入れ人数枠の緩和・見直し
- 技能実習生の要件(職業経験は必要か)
- 地方入管局等への提出書類の簡素化
- 企業単独型の要件緩和
- 監理団体による職業紹介事業の許可又は届出の見直し
- 制度の適正化への取組の見直し
(制度を悪用する団体等への対処、不適正な監理団体等への対応強化)

1 新規入国者数

	1992年	2000年	2005年	2010年	2011年	2012年
団体監理型	-	-	-	-	60,847	62,039
企業単独型	-	-	-	-	5,178	5,876
研修(新制度) ^(注)	-	-	-	-	16,079	17,957
合計	43,627	54,049	83,319	77,727	82,104	85,872

注 2010年7月以降は、改正入管法に基づく在留資格「技能実習1号」及び「研修」の新規入国者数である。それ以前は、旧法に基づく、在留資格「研修」の新規入国者数である。

注 研修(新制度)は、2010年7月施行の改正入管法に基づく、在留資格「研修」(公的研修及び実務を伴わない研修)の新規入国者数である。

(資料出所 法務省入国管理局)

2 受入れ形態別JITCO入国支援者数

	1992年	2000年	2005年	2010年	2011年	2012年
団体監理型	2,537	22,875	49,480	41,287	45,536	40,962
企業単独型	5,530	9,023	7,570	2,907	2,761	3,081
研修(新制度)	-	-	-	655	833	854
合計	8,067	31,898	57,050	44,849	49,130	44,897

注 2010年7月以降は、改正入管法に基づく在留資格「技能実習1号」及び「研修」のJITCO支援者数である。それ以前は、旧法に基づく、在留資格「研修」のJITCO支援者数である。

注 研修(新制度)は、2010年7月施行の改正入管法に基づく在留資格「研修」(公的研修及び実務を伴わない研修)のJITCO支援者数である。

3 国籍別JITCO入国支援者数

	1992年	2000年	2005年	2010年	2011年	2012年
中国	-	21,036	46,678	36,589	39,140	35,004
ベトナム	-	1,672	2,361	2,647	4,212	4,788
インドネシア	-	4,686	3,309	2,305	2,415	1,621
フィリピン	-	2,015	2,575	1,701	1,624	1,550
タイ	-	1,114	1,152	907	875	807
その他	-	1,375	975	700	864	1,127
合計	8,067	31,898	57,050	44,849	49,130	44,897

4 性別JITCO入国支援者数

	1992年	2000年	2005年	2010年	2011年	2012年
男性	-	16,330	24,710	18,413	20,326	18,126
女性	-	15,568	32,340	26,436	28,804	26,771
合計	8,067	31,898	57,050	44,849	49,130	44,897

1 受入れ形態別移行申請者数

	1993年度	1995年度	2000年度	2005年度	2010年度	2011年度	2012年度
団体監理型	-	-	15,275	39,102	45,372	49,446	52,014
企業単独型	-	-	832	1,891	1,613	1,663	1,777
合計	1,164	3,611	16,107	40,993	46,985	51,109	53,791

2 国籍別移行申請者数

	1993年度	1995年度	2000年度	2005年度	2010年度	2011年度	2012年度
中国	-	2,194	11,115	34,095	36,918	38,779	38,808
ベトナム	-	209	1,422	2,640	3,582	5,388	6,488
インドネシア	-	919	2,840	2,193	2,490	2,871	3,326
フィリピン	-	214	546	1,491	2,778	2,452	3,413
タイ	-	34	115	369	762	1,045	1,072
その他	-	41	69	205	455	574	684
合計	1,164	3,611	16,107	40,993	46,985	51,109	53,791

3 職種分野別移行申請者数

	1993年度	1995年度	2000年度	2005年度	2010年度	2011年度	2012年度
農業関係	0	0	247	2,758	6,092	6,329	6,888
漁業関係	0	110	309	280	387	467	594
建設関係	379	956	1,667	2,659	3,543	3,679	4,595
食品製造関係	18	85	1,300	4,844	7,208	6,401	7,043
繊維・衣服関係	384	1,497	7,703	14,289	11,181	10,837	11,437
機械・金属関係	207	499	3,500	8,903	8,992	12,164	11,775
その他	176	464	1,381	7,260	9,582	11,232	11,459
合計	1,164	3,611	16,107	40,993	46,985	51,109	53,791